

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～8
3 入札説明書様式.....	9～19
4 仕様書.....	20～24
5 契約書案.....	25～42

- ※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。
- ※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月8日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

(2) 調達数量

入札説明書による。

(3) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(5) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所。

(6) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

3 競争執行の場所及び日時等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 5 階

広島労働局総務部総務課会計第二係 電話 082-221-9241

広島労働局ホームページ <http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

→「調達・売払情報」→「入札情報」→「役務の提供等」

電子調達システムの URL <https://www.geps.go.jp/>

(2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 3 (1) に同じ。

(3) 入札説明書交付期間

令和 7 年 1 月 8 日（水）から令和 7 年 2 月 3 日（月）まで

(4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所

受領期限 令和 7 年 2 月 7 日（金）12 時 00 分

提出場所 3 (1) に同じ。

(5) 入札書の受領期限及び提出場所

受領期限 令和 7 年 2 月 10 日（月）13 時 50 分

提出場所 3 (1) に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 2 月 10 日（月）14 時 00 分

場所 広島労働局総務部総務課内

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、使用内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としがない場合がある。

(7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(8) 手続における交渉の有無

無。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

「令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。

ア 提出期限

令和7年2月3日（月）17時00分

イ 提出先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikai2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和7年2月7日（金）12時00分

- (2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式3）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により、上記5(1)イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年2月10日(月) 13時50分

(2) 提出書類

ア 入札書(紙入札方式による場合、入札様式4)

イ 入札内訳書(紙入札方式による場合、入札様式5)

ウ 委任状(入札様式6)(紙入札で代理人により入札する場合のみ)

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

(1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年2月10日(月) 14時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格の100分の10に相当する額(消費税に相当する額)を加算した金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。)をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) 契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算含む)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号: 082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届(兼自己申告書)
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書

- ・ 入札様式 3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 入札様式 4 入札書（紙入札方式用）
- ・ 入札様式 5 入札内訳書（紙入札方式用）
- ・ 入札様式 6 委任に関する届出書（紙入札方式用）

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 久保田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託
---------	-----------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届(兼自己申告書)

【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機(東芝製)保守業務委託
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)
【 役務の提供等 】 の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に参加し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。
はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書(厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格)の写し
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(入札様式2)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 入札内訳書（入札様式5）を添付すること。
- ※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

入札金額内訳書

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

住所
名称
入札者名

番号	設置場所	機種	コピー単価 ①		カウンタ数												合計 ②	保守料金 ①×②
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1	広島労働局総務部 労働保険徴収課	e-STUDIO 4505AC	モノクロ		3,176	5,007	61,839	2,540	1,485	3,373	2,418	2,644	2,408	994	1,211	16,635	103,730	
			カラー		97	314	55	125	272	293	273	550	454	284	207	133	3,057	
2	広島労働局労働基準部 労災補償課分室	e-STUDIO 4505AC	モノクロ		3,042	3,446	2,664	3,959	2,868	2,903	2,762	3,795	2,629	3,040	3,601	2,833	37,542	
			カラー		111	132	265	117	75	135	206	227	102	106	168	104	1,748	
3	広島労働局職業 安定部職業対策課	e-STUDIO 5005AC	モノクロ		1,634	1,635	1,182	1,313	1,364	1,009	2,986	978	1,690	1,549	1,444	1,048	17,832	
			カラー		3,074	3,318	480	883	541	518	1,467	1,613	860	764	1,452	750	15,720	
4	広島公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		3,906	3,446	2,506	2,061	2,219	2,320	3,143	2,453	2,757	4,200	3,534	3,905	36,450	
			カラー		969	872	1,408	582	859	663	1,102	1,066	1,232	2,451	964	730	12,898	
5	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		2,016	1,297	1,130	1,286	2,310	1,806	2,637	1,493	1,631	1,679	1,397	1,004	19,686	
			カラー		876	666	415	953	579	429	2,241	736	622	766	1,102	486	9,871	
6	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		2,170	2,575	2,402	2,231	2,344	2,830	2,320	2,177	2,182	2,464	2,122	2,339	28,156	
			カラー		105	248	75	97	45	77	157	643	164	58	59	123	1,851	
7	広島公共職業安定所 (新卒応援ハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		1,157	1,652	984	1,500	1,759	1,516	1,980	1,311	1,338	1,310	1,046	808	16,361	
			カラー		130	336	219	243	309	92	169	168	232	111	143	133	2,285	
8	広島西条公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		599	835	530	1,588	1,308	1,419	760	423	707	782	304	388	9,643	
			カラー		2	25	5	2	17	2	7	60	22	62	142	71	417	
9	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	e-STUDIO 4508A	モノクロ		2,569	2,538	2,769	2,227	1,720	1,510	1,588	1,743	1,795	1,480	1,001	1,882	22,822	
			カラー		173	147	147	126	301	273	381	61	186	162	102	93	2,152	
10	呉公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		3,625	3,549	4,792	2,817	5,597	5,107	4,452	2,652	2,852	2,277	2,819	3,769	44,308	
			カラー		225	258	150	291	168	172	63	68	244	253	347	382	2,621	
11	尾道公共職業安定所	e-STUDIO 4508A	モノクロ		4,793	4,171	5,179	3,989	4,383	3,877	6,432	4,314	8,123	6,194	3,917	4,083	59,455	
			カラー		1,333	1,620	1,000	1,064	1,175	1,723	1,775	1,505	1,171	897	954	1,310	15,527	
12	福山公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		1,333	1,620	1,000	1,064	1,175	1,723	1,775	1,505	1,171	897	954	1,310	15,527	
			カラー		89	64	145	231	60	33	136	179	103	52	91	41	1,224	
13	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	e-STUDIO 4505AC	モノクロ		2,100	1,413	1,329	1,740	1,173	806	1,231	942	1,398	811	1,379	1,343	15,665	
			カラー		54	45	65	34	10	101	36	53	21	28	17	28	492	
14	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	e-STUDIO 4508A	モノクロ		155	276	278	56	60	113	318	703	230	241	421	132	2,983	
			カラー		1,585	721	961	1,217	2,139	1,269	860	707	1,030	1,183	548	617	12,837	
15	可部公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ		331	161	1,077	553	702	687	84	118	96	65	79	4,006		
			カラー		3,770	2,987	2,604	2,299	2,277	3,629	2,044	2,721	1,707	2,512	1,663	1,458	29,671	
16	府中公共職業安定所	e-STUDIO 4508A	モノクロ		1,292	755	790	7	16	6	100	8	4	5,473	5	4	8,460	
			カラー		3,434	2,970	2,273	2,311	2,936	3,192	3,537	2,305	3,517	2,836	2,389	2,490	34,190	
17	広島東公共職業安定所	e-STUDIO 5005AC	モノクロ		316	183	298	406	167	310	429	52	219	158	155	304	2,997	
			カラー		113	84	45	35	30	58	612	35	75	571	57	42	1,757	
18	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	e-STUDIO 3508A	モノクロ		113	84	45	35	30	58	612	35	75	571	57	42	1,757	
			カラー		113	84	45	35	30	58	612	35	75	571	57	42	1,757	
合計																580,005		

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

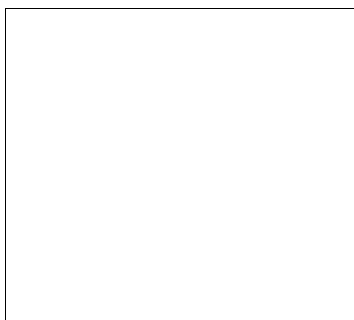
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



注意事項

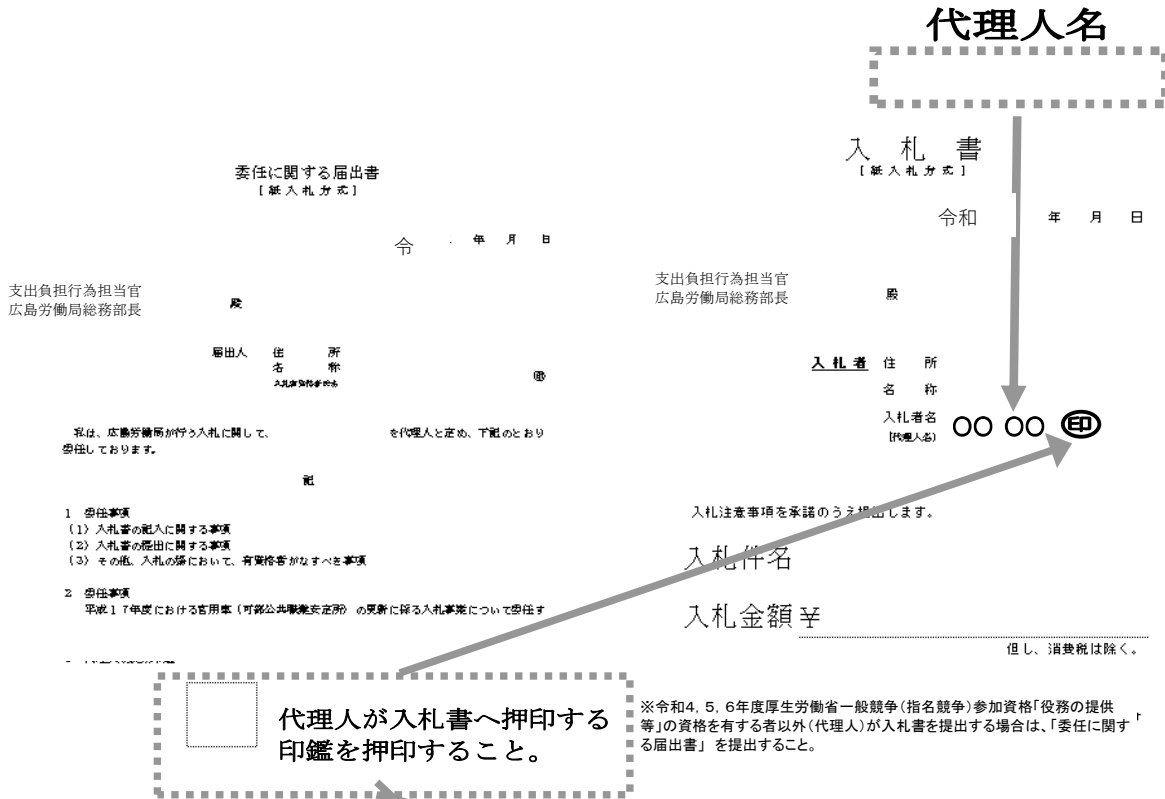
1 紙入札方式で代理人により入札する場合

令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

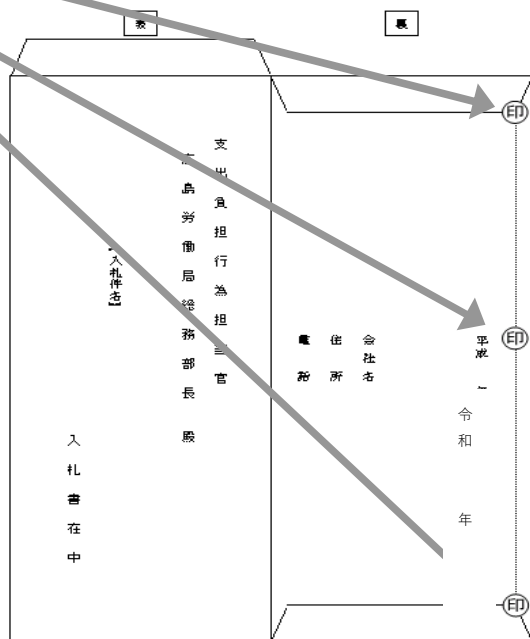
2 紙入札方式の入札書等の押印省略について

押印省略可であること。

ただし、入札書等に押印する場合は、以下の欄に押印することとし、代理人により入札する場合は、「委任に関する届出書」の記の3欄に押印した印を使用すること。



【紙入札方式】封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】</p> <p>令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託</p> <p style="text-align: center;">入札書在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕様書

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

1 概要

(1) 件名

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

(2) 業務の目的

広島労働局管内で使用する電子複合機について、常に正常な状態で機能が作動するよう、保守及び調整等を行う。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで。

3 保守対象機器及び設置場所

仕様書別紙1「保守対象機器一覧表」のとおり。

4 保守内容

(1) 電子複合機等を正常に稼働できるよう、技術員を設置場所に派遣し、点検及び整備を行うこと。

技術員の派遣回数は、月1回（又は積算カウンター10,000枚につき1回）以上とする。

(2) 電子複合機等が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。

(3) 故障の通報は、閉庁日を除く日の午前9時00分から午後5時15分までとし、通報から4時間以内に到着できるよう、技術員の体制を整えること。

ただし、通報当日に機器設置場所へ技術員の派遣が困難な場合は、設置場所担当者と協議の上、翌日（閉庁日を除く）の午前11時00分までに対応すること。

(4) 電子複合機等の点検及び回復作業等を実施する際は、作業開始前及び作業終了時に、設置場所担当者に報告すること。

なお、作業完了時には、実施日時、機種名、点検等作業内容、交換部品等を記載した保守報告書を設置場所担当者へ提出すること。

(5) 電子複合機等に必要なトナー等の消耗品（用紙及びステープルカートリッジを除く）は、不足のないよう、確実に供給を行うこと。

なお、設置場所担当者からの要求で供給を行う場合には、閉庁日を除き、要求日時から4時間以内に供給を行うこと。

(6) 保守契約で供給し、使用済となったトナー等は、設置場所担当者と調整の上、確実に回収及び適正に処理すること。

5 予定数量

仕様書別紙2「予定数量一覧表」のとおり。

なお、予定数量は、令和5年10月から令和6年9月までの実績を元に算出したものであり、増減する可能性があるため、契約期間中の使用枚数を約するものではないこと。

6 入札金額

(1) 仕様書別紙1に示す機器ごとに、モノクロ及びカラー1枚当たりの単価（小数点以下第二位まで）を設定すること。

単価は、消費税を除く金額とすること。

(2) 入札金額は、モノクロ及びカラー1枚当たりの単価に、仕様書別紙2に示す予定数量を乗じて得た金額の合計額とすること。

(3) 契約単価は、入札内訳書に記載された機器ごとの単価（消費税を除く。）とする。

7 検査

(1) 受注者は、毎月の積算カウンターの数値について、月末に検針し、納品書又はそれに代わる報告書面をもって発注者が定める設置場所検査職員に報告し、検査を受けること。

8 代金の請求及び支払

(1) 上記7の検査後、翌月10日までに、「官署支出官 広島労働局長」に対し、支払請求書を提出すること。提出先は、下記10とする。

(2) 請求金額は、月ごとのコピー枚数を算出し、総コピー枚数から、不良コピー、テストコピー分を控除した枚数に別途定める単価を乗じた金額並びに消費税額を、機器ごとに算定し、それぞれ請求書を作成すること。

なお、機器ごとの合計額を算定した際、端数が生じる場合は、切り捨てること。

(3) 支払は、適法な支払請求書受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。

振込手数料は、支払者が負担する。

(4) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

9 その他

(1) 契約期間中の契約単価の変更は認めない。

(2) 仕様書別紙2に示す予定数量から増減があっても、異議は認めない。

(3) 業務の再委託について

ア 当業務について全部を第三者（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

イ 但し、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には当業務の一

部を委託することができる。

ウ なお、当業務の一部を再委託する場合には、契約書（案）様式1により、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

10 問い合わせ先（支払請求書提出先）

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第二係
TEL：082-221-9241

保守対象機器一覧表

令和 7 年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

機器番号	機種	台数	設置場所（官署名）	設置場所（所在地）
1	e-STUDIO 4505AC	1 台	広島労働局総務部 労働保険徴収課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島地方合同庁舎 2 号館 4 階
2	e-STUDIO 4505AC	1 台	広島労働局労働基準部 労災補償課分室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島地方合同庁舎 2 号館 6 階
3	e-STUDIO 5005AC	1 台	広島労働局職業安定部 職業対策課	広島市中区八丁堀 5-7 広島 K S ビル 4 階
4	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 2・4 階
5	e-STUDIO 3505AC	1 台		
6	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	広島市中区鉄砲町 8-1 8 広島日生みどりビル 5 階
7	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島公共職業安定所 (新卒応援ハローワーク)	広島市中区基町 1 2-8 宝ビル 6 階
8	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家 6 4 7 9-1 1 階・2 階
9	e-STUDIO 4508A	1 台		
10	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央 5-2-1 1
11	e-STUDIO 3505AC	1 台	呉公共職業安定所	呉市西中央 1-5-2 1 階・3 階
12	e-STUDIO 4508A	1 台		
13	e-STUDIO 3505AC	1 台	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西 2-7-1 0
14	e-STUDIO 4505AC	1 台	福山公共職業安定所	福山市東桜町 3-1 2
15	e-STUDIO 4508A	1 台	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	福山市東桜町 1-2 1 エストパルク 1 階
16	e-STUDIO 3505AC	1 台	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南 3-3-3 6 1 階・2 階
17	e-STUDIO 4508A	1 台		
18	e-STUDIO 4508A	1 台	府中公共職業安定所	府中市府中町 1 8 8-2 2 階
19	e-STUDIO 5005AC	1 台	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘 1 3-7
20	e-STUDIO 3508A	1 台	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石 1-1 8-1 6

予定数量一覧表

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

機器 番号	設置場所 (官署名)	機種	コピー種類	カウンタ数												合計 (枚)	月平均 (枚)
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1	広島労働局総務部 労働保険徴収課	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	3,176	5,007	61,839	2,540	1,485	3,373	2,418	2,644	2,408	994	1,211	16,635	103,730	8,644
			カラー	97	314	55	125	272	293	273	550	454	284	207	133	3,057	255
2	広島労働局労働基準部 労災補償課分室	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	3,042	3,446	2,664	3,959	2,868	2,903	2,762	3,795	2,629	3,040	3,601	2,833	37,542	3,129
			カラー	111	132	265	117	75	135	206	227	102	106	168	104	1,748	146
3	広島労働局職業安定部 職業対策課	e-STUDIO 5005AC	モノクロ	1,634	1,635	1,182	1,313	1,364	1,009	2,986	978	1,690	1,549	1,444	1,048	17,832	1,486
			カラー	3,074	3,318	480	883	541	518	1,467	1,613	860	764	1,452	750	15,720	1,310
4	広島公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	3,906	3,446	2,506	2,061	2,219	2,320	3,143	2,453	2,757	4,200	3,534	3,905	36,450	3,038
			カラー	969	872	1,408	582	859	663	1,102	1,066	1,232	2,451	964	730	12,898	1,075
5	広島公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	2,016	1,297	1,130	1,286	2,310	1,806	2,637	1,493	1,631	1,679	1,397	1,004	19,686	1,641
			カラー	876	666	415	953	579	429	2,241	736	622	766	1,102	486	9,871	823
6	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	2,170	2,575	2,402	2,231	2,344	2,830	2,320	2,177	2,182	2,464	2,122	2,339	28,156	2,346
			カラー	105	248	75	97	45	77	157	643	164	58	59	123	1,851	154
7	広島公共職業安定所 (新卒応援ハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	1,157	1,652	984	1,500	1,759	1,516	1,980	1,311	1,338	1,310	1,046	808	16,361	1,363
			カラー	130	336	219	243	309	92	169	168	232	111	143	133	2,285	190
8	広島西条公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	599	835	530	1,588	1,308	1,419	760	423	707	782	304	388	9,643	804
			カラー	2	25	5	2	17	2	7	60	22	62	142	71	417	35
9		e-STUDIO 4508A	モノクロ	2,569	2,538	2,769	2,227	1,720	1,510	1,588	1,743	1,795	1,480	1,001	1,882	22,822	1,902
10	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	173	147	147	126	301	273	381	61	186	162	102	93	2,152	179
			カラー	88	88	10	147	225	499	198	110	12	40	41	133	1,591	133
11	呉公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	3,625	3,549	4,792	2,817	5,597	5,107	4,452	2,652	2,852	2,277	2,819	3,769	44,308	3,692
			カラー	225	258	150	291	168	172	63	68	244	253	347	382	2,621	218
12		e-STUDIO 4508A	モノクロ	4,793	4,171	5,179	3,989	4,383	3,877	6,432	4,314	8,123	6,194	3,917	4,083	59,455	4,955
13	尾道公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	1,333	1,620	1,000	1,064	1,175	1,723	1,775	1,505	1,171	897	954	1,310	15,527	1,294
			カラー	89	64	145	231	60	33	136	179	103	52	91	41	1,224	102
14	福山公共職業安定所	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	2,100	1,413	1,329	1,740	1,173	806	1,231	942	1,398	811	1,379	1,343	15,665	1,305
			カラー	54	45	65	34	10	101	36	53	21	28	17	28	492	41
15	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	e-STUDIO 4508A	モノクロ	155	276	278	56	60	113	318	703	230	241	421	132	2,983	249
16	可部公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	1,585	721	961	1,217	2,139	1,269	860	707	1,030	1,183	548	617	12,837	1,070
			カラー	331	161	1,077	553	702	687	84	118	96	65	53	79	4,006	334
17		e-STUDIO 4508A	モノクロ	3,770	2,987	2,604	2,299	2,277	3,629	2,044	2,721	1,707	2,512	1,663	1,458	29,671	2,473
18	府中公共職業安定所	e-STUDIO 4508A	モノクロ	1,292	755	790	7	16	6	100	8	4	5,473	5	4	8,460	705
19	広島東公共職業安定所	e-STUDIO 5005AC	モノクロ	3,434	2,970	2,273	2,311	2,936	3,192	3,537	2,305	3,517	2,836	2,389	2,490	34,190	2,849
			カラー	316	183	298	406	167	310	429	52	219	158	155	304	2,997	250
20	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	e-STUDIO 3508A	モノクロ	113	84	45	35	30	58	612	35	75	571	57	42	1,757	146
合 計																580,005	

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行 (以下「甲」という。) と〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) は、令和7年度電子複合機 (以下「複合機」という。) の保守点検及び調整等の処置を行うことに関し、下記条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、甲の使用する複合機の機能保全のために、定期及び臨時に乙の担当社員又は乙の指定するものを派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう、保守及び調整等を行うものとする。詳細は、別添「仕様書」のとおりとする。

(対象となる機器)

第3条 本契約の対象となる機器は、別紙のとおりとする。なお、甲は、複合機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約料金)

第4条 保守点検料は、別紙のとおりとする。

2 複合機の数量は、後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

(契約保証金)

第6条 この契約の保証金は、免除する。

(保守の実施)

第7条 乙は、複合機を甲が正常な状態で使用できるように、1か月に1回 (又は積算カウンター10,000枚につき1回) 以上、技術員を設置場所に派遣して点検、調整等を行わなければならない。

2 複合機が故障した場合は、甲の請求により、乙は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障の無いよう、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 複合機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、乙の負担とする。

(1) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による場合。

(2) 乙又は乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。

(3) 天災地変その他これに類する災害による場合。

(検査)

第8条 乙は、毎月の積算カウンターの数値について、月末に検針し納品書又はそれに代わる報告書を以って甲の指定する検査職員の検査を受けることとする。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手

直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、前条により甲の使用した複写枚数を算出し、総複写枚数から、不良コピー、テストコピー分を控除した枚数に第4条で定める単価を乗じた金額並びに消費税額を、翌月10日までに官署支出官広島労働局長に対して請求するものとする。

2 乙の請求する消費税額は、本契約に基づき乙が発行する請求書に記載する合計金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満は切り捨て）とする。

3 官署支出官広島労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

4 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(遅延利息)

第10条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、第9条第3項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(遅滞料)

第11条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙及びその技術者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(契約の変更)

第14条 契約期間中に契約改訂の必要が生じた場合は、甲乙協議の上変更することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から7日以内に書面で乙に通知しなけ

ればならない。

3 乙は、この契約の履行に着手後、第21条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第16条 乙は、乙の担当社員及び技術員等が甲の敷地内でする行為の全てについて、責任を負うものとする。

(再委託)

第17条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称の変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の無償延期)

第20条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了

できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、第11条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(契約の解除等)

第21条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第20条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第13条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽

があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知をおこなったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 乙が、前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 26 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 21 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条、第 25 条、前条第 2 項及び第 30 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 21 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条、第 25 条、前条第 2 項及び第 30 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 29 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 30 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 31 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 32 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第 33 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 34 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 21 条第 2 項、第 23 条、第 26 条、第 28 条、第 31 条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するもの

とする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

契約単価一覧

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

番号	設置場所		機種	保守料金（コピー単価）	
1	広島労働局総務部 労働保険徴収課	広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎第2号館4階	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	
				カラー	
2	広島労働局労働基準部 労災補償課分室	広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館6階	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	
				カラー	
3	広島労働局職業安定部 職業対策課	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	e-STUDIO 5005AC	モノクロ	
				カラー	
4	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル2・4階	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
5				カラー	
6	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5階	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
				カラー	
7	広島公共職業安定所 (新卒応援ハローワーク)	広島市中区基町12-8 宝ビル6階	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
				カラー	
8	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町 寺家6479-1	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
9				e-STUDIO 4508A	モノクロ
10	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
				カラー	
11	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
12				e-STUDIO 4508A	モノクロ
13	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
				カラー	
14	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	
				カラー	
15	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	福山市東桜町1-21 エストパルク1階	e-STUDIO 4508A	モノクロ	
16	可部公共職業安定所	広島市安佐北区 可部南3-3-36	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	
17				e-STUDIO 4508A	モノクロ
18	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2 2階	e-STUDIO 4508A	モノクロ	
19	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	e-STUDIO 5005AC	モノクロ	
				カラー	
20	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石1-18-16	e-STUDIO 3508A	モノクロ	

※ 上記価格には、消費税は含まれていない。

※ 別途法令所定の消費税が加算となる。

仕様書

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

1 概要

(1) 件名

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

(2) 業務の目的

広島労働局管内で使用する電子複合機について、常に正常な状態で機能が作動するよう、保守及び調整等を行う。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで。

3 保守対象機器及び設置場所

仕様書別紙1「保守対象機器一覧表」のとおり。

4 保守内容

(1) 電子複合機等を正常に稼働できるよう、技術員を設置場所に派遣し、点検及び整備を行うこと。

技術員の派遣回数は、月1回（又は積算カウンター10,000枚につき1回）以上とする。

(2) 電子複合機等が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。

(3) 故障の通報は、閉庁日を除く日の午前9時00分から午後5時15分までとし、通報から4時間以内に到着できるよう、技術員の体制を整えること。

ただし、通報当日に機器設置場所へ技術員の派遣が困難な場合は、設置場所担当者との協議の上、翌日（閉庁日を除く）の午前11時00分までに対応すること。

(4) 電子複合機等の点検及び回復作業等を実施する際は、作業開始前及び作業終了時に、設置場所担当者に報告すること。

なお、作業完了時には、実施日時、機種名、点検等作業内容、交換部品等を記載した保守報告書を設置場所担当者へ提出すること。

(5) 電子複合機等に必要なトナー等の消耗品（用紙及びステープルカートリッジを除く）は、不足のないよう、確実に供給を行うこと。

なお、設置場所担当者からの要求で供給を行う場合には、閉庁日を除き、要求日時から4時間以内に供給を行うこと。

(6) 保守契約で供給し、使用済となったトナー等は、設置場所担当者との調整の上、確実に回収及び適正に処理すること。

5 予定数量

仕様書別紙2「予定数量一覧表」のとおり。

なお、予定数量は、令和5年10月から令和6年9月までの実績を元に算出したものであり、増減する可能性があるため、契約期間中の使用枚数を約するものではないこと。

6 検査

- (1) 受注者は、毎月の積算カウンターの数値について、月末に検針し、納品書又はそれに代わる報告書面をもって発注者が定める設置場所検査職員に報告し、検査を受けること。

7 代金の請求及び支払

- (1) 上記6の検査後、翌月10日までに、「官署支出官 広島労働局長」に対し、支払請求書を提出すること。提出先は、下記9とする。
- (2) 請求金額は、月ごとのコピー枚数を算出し、総コピー枚数から、不良コピー、テストコピー分を控除した枚数に別途定める単価を乗じた金額並びに消費税額を、機器ごとに算定し、それぞれ請求書を作成すること。

なお、機器ごとの合計額を算定した際、端数が生じる場合は、切り捨てること。

- (3) 支払は、適法な支払請求書受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。

振込手数料は、支払者が負担する。

- (4) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

8 その他

- (1) 契約期間中の契約単価の変更は認めない。
- (2) 仕様書別紙2に示す予定数量から増減があっても、異議は認めない。
- (3) 業務の再委託について
 - ア 当業務について全部を第三者（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
 - イ 但し、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には当業務の一部を委託することができる。
 - ウ なお、当業務の一部を再委託する場合には、契約書（案）様式1により、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

9 問い合わせ先（支払請求書提出先）

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第二係

TEL : 0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 4 1

保守対象機器一覧表

令和 7 年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

機器番号	機種	台数	設置場所（官署名）	設置場所（所在地）
1	e-STUDIO 4505AC	1 台	広島労働局総務部 労働保険徴収課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島地方合同庁舎 2 号館 4 階
2	e-STUDIO 4505AC	1 台	広島労働局労働基準部 労災補償課分室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島地方合同庁舎 2 号館 6 階
3	e-STUDIO 5005AC	1 台	広島労働局職業安定部 職業対策課	広島市中区八丁堀 5-7 広島 K S ビル 4 階
4	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 2・4 階
5	e-STUDIO 3505AC	1 台		
6	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	広島市中区鉄砲町 8-1 8 広島日生みどりビル 5 階
7	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島公共職業安定所 (新卒応援ハローワーク)	広島市中区基町 1 2-8 宝ビル 6 階
8	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家 6 4 7 9-1 1 階・2 階
9	e-STUDIO 4508A	1 台		
10	e-STUDIO 3505AC	1 台	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央 5-2-1 1
11	e-STUDIO 3505AC	1 台	呉公共職業安定所	呉市西中央 1-5-2 1 階・3 階
12	e-STUDIO 4508A	1 台		
13	e-STUDIO 3505AC	1 台	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西 2-7-1 0
14	e-STUDIO 4505AC	1 台	福山公共職業安定所	福山市東桜町 3-1 2
15	e-STUDIO 4508A	1 台	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	福山市東桜町 1-2 1 エストパルク 1 階
16	e-STUDIO 3505AC	1 台	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南 3-3-3 6 1 階・2 階
17	e-STUDIO 4508A	1 台		
18	e-STUDIO 4508A	1 台	府中公共職業安定所	府中市府中町 1 8 8-2 2 階
19	e-STUDIO 5005AC	1 台	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘 1 3-7
20	e-STUDIO 3508A	1 台	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石 1-1 8-1 6

予定数量一覧表

令和7年度広島労働局管内で使用する電子複合機（東芝製）保守業務委託

機器 番号	設置場所 (官署名)	機種	コピー種類	カウンタ数												合計 (枚)	月平均 (枚)
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1	広島労働局総務部 労働保険徴収課	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	3,176	5,007	61,839	2,540	1,485	3,373	2,418	2,644	2,408	994	1,211	16,635	103,730	8,644
			カラー	97	314	55	125	272	293	273	550	454	284	207	133	3,057	255
2	広島労働局労働基準部 労災補償課分室	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	3,042	3,446	2,664	3,959	2,868	2,903	2,762	3,795	2,629	3,040	3,601	2,833	37,542	3,129
			カラー	111	132	265	117	75	135	206	227	102	106	168	104	1,748	146
3	広島労働局職業安定部 職業対策課	e-STUDIO 5005AC	モノクロ	1,634	1,635	1,182	1,313	1,364	1,009	2,986	978	1,690	1,549	1,444	1,048	17,832	1,486
			カラー	3,074	3,318	480	883	541	518	1,467	1,613	860	764	1,452	750	15,720	1,310
4	広島公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	3,906	3,446	2,506	2,061	2,219	2,320	3,143	2,453	2,757	4,200	3,534	3,905	36,450	3,038
			カラー	969	872	1,408	582	859	663	1,102	1,066	1,232	2,451	964	730	12,898	1,075
5	広島公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	2,016	1,297	1,130	1,286	2,310	1,806	2,637	1,493	1,631	1,679	1,397	1,004	19,686	1,641
			カラー	876	666	415	953	579	429	2,241	736	622	766	1,102	486	9,871	823
6	広島公共職業安定所 (マザーズハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	2,170	2,575	2,402	2,231	2,344	2,830	2,320	2,177	2,182	2,464	2,122	2,339	28,156	2,346
			カラー	105	248	75	97	45	77	157	643	164	58	59	123	1,851	154
7	広島公共職業安定所 (新卒応援ハローワーク)	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	1,157	1,652	984	1,500	1,759	1,516	1,980	1,311	1,338	1,310	1,046	808	16,361	1,363
			カラー	130	336	219	243	309	92	169	168	232	111	143	133	2,285	190
8	広島西条公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	599	835	530	1,588	1,308	1,419	760	423	707	782	304	388	9,643	804
			カラー	2	25	5	2	17	2	7	60	22	62	142	71	417	35
9		e-STUDIO 4508A	モノクロ	2,569	2,538	2,769	2,227	1,720	1,510	1,588	1,743	1,795	1,480	1,001	1,882	22,822	1,902
10	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	173	147	147	126	301	273	381	61	186	162	102	93	2,152	179
			カラー	88	88	10	147	225	499	198	110	12	40	41	133	1,591	133
11	呉公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	3,625	3,549	4,792	2,817	5,597	5,107	4,452	2,652	2,852	2,277	2,819	3,769	44,308	3,692
			カラー	225	258	150	291	168	172	63	68	244	253	347	382	2,621	218
12		e-STUDIO 4508A	モノクロ	4,793	4,171	5,179	3,989	4,383	3,877	6,432	4,314	8,123	6,194	3,917	4,083	59,455	4,955
13	尾道公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	1,333	1,620	1,000	1,064	1,175	1,723	1,775	1,505	1,171	897	954	1,310	15,527	1,294
			カラー	89	64	145	231	60	33	136	179	103	52	91	41	1,224	102
14	福山公共職業安定所	e-STUDIO 4505AC	モノクロ	2,100	1,413	1,329	1,740	1,173	806	1,231	942	1,398	811	1,379	1,343	15,665	1,305
			カラー	54	45	65	34	10	101	36	53	21	28	17	28	492	41
15	福山公共職業安定所 (マザーズコーナー)	e-STUDIO 4508A	モノクロ	155	276	278	56	60	113	318	703	230	241	421	132	2,983	249
16	可部公共職業安定所	e-STUDIO 3505AC	モノクロ	1,585	721	961	1,217	2,139	1,269	860	707	1,030	1,183	548	617	12,837	1,070
			カラー	331	161	1,077	553	702	687	84	118	96	65	53	79	4,006	334
17		e-STUDIO 4508A	モノクロ	3,770	2,987	2,604	2,299	2,277	3,629	2,044	2,721	1,707	2,512	1,663	1,458	29,671	2,473
18	府中公共職業安定所	e-STUDIO 4508A	モノクロ	1,292	755	790	7	16	6	100	8	4	5,473	5	4	8,460	705
19	広島東公共職業安定所	e-STUDIO 5005AC	モノクロ	3,434	2,970	2,273	2,311	2,936	3,192	3,537	2,305	3,517	2,836	2,389	2,490	34,190	2,849
			カラー	316	183	298	406	167	310	429	52	219	158	155	304	2,997	250
20	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	e-STUDIO 3508A	モノクロ	113	84	45	35	30	58	612	35	75	571	57	42	1,757	146
合 計																580,005	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

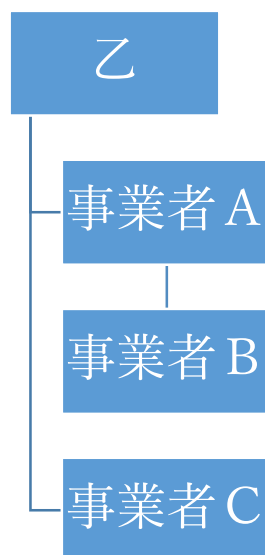
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図